

通所リハビリ(1日あたり)の料金

		負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通所リハビリテーションサービス費	1時間以上 2時間未満	1割	438円	469円	502円	533円	568円
		2割	876円	938円	1,004円	1,066円	1,136円
		3割	1,314円	1,407円	1,506円	1,599円	1,705円
	2時間以上 3時間未満	1割	453円	513円	576円	636円	697円
		2割	906円	1,025円	1,151円	1,273円	1,394円
		3割	1,359円	1,538円	1,727円	1,909円	2,091円
	3時間以上 4時間未満	1割	576円	660円	743円	850円	955円
		2割	1,151円	1,320円	1,486円	1,699円	1,910円
		3割	1,727円	1,980円	2,229円	2,549円	2,865円
	4時間以上 5時間未満	1割	651円	746円	840円	962円	1,082円
		2割	1,303円	1,492円	1,680円	1,923円	2,164円
		3割	1,954円	2,239円	2,520円	2,885円	3,246円
	5時間以上 6時間未満	1割	729円	853円	974円	1,118円	1,260円
		2割	1,458円	1,706円	1,949円	2,236円	2,520円
		3割	2,187円	2,558円	2,923円	3,355円	3,780円
	6時間以上 7時間未満	1割	833円	976円	1,116円	1,282円	1,445円
		2割	1,665円	1,953円	2,232円	2,565円	2,891円
		3割	2,498円	2,929円	3,348円	3,847円	4,336円

※上記金額には中重度者ケア体制加算、リハビリテーション提供体制加算、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)を含みます。

昼食	570円/日	
おやつ	100円/日	
日常生活費	150円/日	タオル、シャンプー・リンス、ボディソープ、ティッシュ、手指消毒剤等
教養娯楽費	150円/日	生け花、折り紙、絵手紙、書道、手芸、塗り絵等の材料費 (七宝焼きについては、材料費を別途いただきます。)

【 加算料金 】

加算項目		負担割合			算定要件
		1割	2割	3割	
サービス提供体制加算(I)		23円/回	47円/回	70円/日	介護福祉士70%以上、勤続10年以上介護福祉士25%以上
リハビリテーション提供体制加算	3時間以上 4時間未満	13円/回	26円/回	38円/回	リハビリテーションの専門職の配置が、人員に関する基準よりも手厚い体制を構築し、リハビリテーションマネジメントに基づいた長時間のサービスを提供している場合
	4時間以上 5時間未満	17円/回	34円/回	51円/回	
	5時間以上 6時間未満	21円/回	43円/回	64円/回	
	6時間以上 7時間未満	26円/回	51円/回	77円/回	
入浴介助加算 I		43円/日	85円/日	128円/日	入浴介助を行った場合に算定
入浴介助加算 II		64円/日	128円/日	192円/日	個別の入浴計画に基づいて入浴介助を行った場合に算定
短期集中個別リハビリテーション実施加算		117円/日	235円/日	352円/日	利用者に対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士が、退院(退所)日又は認定日から3か月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定
認知症短期集中リハビリテーション実施加算(I)		256円/日	512円/日	768円/日	認知症と診断された利用者、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士が、集中的にリハビリテーションを個別に行った場合に算定
リハビリテーションマネジメント加算	(イ) 6月以内	920円/月	1,840円/月	2,760円/月	医師の指示のもと、理学療法士、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士が連携して通所リハビリテーション計画を作成し、厚生労働省にデータを提出し、計画の進捗状況を定期的に評価、リハビリテーション会議を開催し、リハビリに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するとともに、通所リハビリテーション計画について事業所の医師が利用者又は家族に対して説明を行い、同意を得ること
	(イ) 6月以降	579円/月	1,158円/月	1,737円/月	
口腔・栄養スクリーニング加算		21円/回	43円/回	64円/回	介護サービス事業所の従業者が利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供していること
栄養改善加算		213円/回	426円/回	640円/回	低栄養状態にある利用者に対して、栄養計画を作成し、管理栄養士等が計画に基づいた栄養改善サービスの提供と記録、進捗状況を定期的に評価している場合に算定(1月に2回を限度)
栄養アセスメント加算		53円/月	107円/月	160円/月	管理栄養士が利用者ごとに多職種共同で栄養アセスメントを実施、栄養管理上の課題を把握するために3か月に1回評価し、その結果を利用者またはご家族に対して報告、情報を厚生労働省に提出し情報を活用していること
口腔機能向上加算 I		160円/回	320円/回	480円/回	口腔機能が低下している利用者に対して、医師、看護師、介護士等が連携して口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に基づいて口腔ケアの提供と記録、進捗状況を定期的に評価している場合に算定

加算項目	負担割合			算定要件
	1割	2割	3割	
口腔機能向上加算Ⅱ	171円/回	341円/回	512円/回	(Ⅰ)の取り組みに加え、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施にあたって当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合に算定
重度療養管理加算	107円/日	213円/日	320円/日	要介護3以上であって、特別な医学的管理が必要な状態である利用者を受け入れた場合
中重度者ケア体制加算	21円/日	43円/日	64円/日	通所リハビリテーション事業所の利用者の総数のうち、要介護3以上の利用者の占める割合が30%以上であること。時間帯を通じて看護職員を1名以上配置していること等。
送迎減算	-50円/回	-100円/回	-150円/回	事業所が送迎を行わない場合
理学療法士等体制強化加算	32円/日	64円/日	96円/日	1時間以上2時間未満のサービスを実施し、理学療法士・作業療法士を専従かつ常勤で2名以上配置していること
生活行為向上リハビリテーション実施加算	1,333円/月	2,665円/月	3,998円/月	医師または医師の指示を受けた理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施し、リハビリテーションを実施している場合に算定(利用開始日の属する月から6月以内)
科学的介護推進体制加算	43円/月	85円/月	128円/月	利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出していること。必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど指定通所リハビリテーションの提供に当たって、上記の情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している場合に算定
退院時共同指導加算	640円/月	1,279円/月	1,919円/月	入院中の利用者が退院するにあたり、医師または理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士が退院時カンファレンスに参加し、利用者の状況等に関する情報を共有した上で在宅でのリハビリテーションに必要の指導を共同で行い初回の通所リハビリテーションを行った場合に算定
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	総単位数×8.6%			介護職員の処遇改善が一定の基準を満たしている場合に算定(入所者全員に算定)

◎介護報酬にかかる料金は、端数処理していますので月額での請求時に若干の誤差が生じる場合があります。

【その他の料金】

コーヒー・紅茶	100円/杯
---------	--------